

加西市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び加西市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年加西市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第3条 法第87条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、別表第1に定める当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

2 令第28条第4項の規則で定める方法は、現金又は郵便切手で納付する方法とする。

(開示請求に係る手数料の免除)

第4条 条例第3条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当すると実施機関が認めるときは、開示請求に係る手数料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき。

(2) その他実施機関が特に減免する必要があると認めたとき。

2 条例第3条第2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第77条第1項の規定による開示請求をする際に、その旨を実施機関に申請しなければならない。

(文書の様式)

第5条 法、令及び条例の施行のために必要な文書の様式は、別に定めるもののほか、別表第2に掲げるところによるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(加西市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 加西市個人情報保護条例施行規則（平成17年加西市規則第5号）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

地方公共団体等 行政文書の種別	交付する写し又は複製物	金額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの（日本産業規格A列3番以下の大きさのもの）	1枚につき10円（カラーで複写したものにあっては、50円）

電磁的記録	印刷物として出力したもの（日本産業規格A列3番以下の大きさのもの）	1枚につき10円（カラーで出力したものにあつては、50円）
	光ディスクに複製したもの	1枚につき100円

- 備考 1 用紙の両面に印刷されたものを作成するときは、片面を1枚として算定する。
- 2 負担すべき費用の額が、この表により難しい場合については、市長が別に定める。

別表第2（第5条関係）

様式番号	様式名	根拠条文
1	個人情報ファイル簿	法第75条第1項
2	保有個人情報開示請求書	法第77条第1項
3	保有個人情報開示請求 委任状	令第22条第3項
4	保有個人情報の開示の実施方法等申出書	法第87条第3項
5	保有個人情報開示決定通知書	法第82条第1項
6	保有個人情報不開示決定通知書	法第82条第2項
7	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	条例第4条第2項
8	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	条例第5条
9	開示請求事案移送書	法第85条第1項
10	開示請求事案移送通知書	法第85条第1項
11	第三者意見照会書	法第86条第1項及び第2項
12	保有個人情報の開示決定等に関する意見書	法第86条第1項及び第2項
13	反対意見書に係る保有個人情報開示決定に関する通知書	法第86条第3項
14	開示請求に係る手数料免除申請書	第4条第2項
15	保有個人情報訂正請求書	法第91条第1項
16	保有個人情報訂正決定通知書	法第93条第1項
17	保有個人情報非訂正決定通知書	法第93条第2項
18	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	法第94条第2項
19	保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書	法第95条
20	訂正請求事案移送書	法第96条第1項
21	訂正請求事案移送通知書	法第96条第1項
22	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	法第97条
23	保有個人情報利用停止請求書	法第99条第1項
24	保有個人情報利用停止決定通知書	法第101条第1項
25	保有個人情報非利用停止決定通知書	法第101条第2項
26	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	法第102条第2項
27	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	法第103条
28	諮問書	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項
29	諮問をした旨の通知書	法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項